

定 款

一般社団法人 東京都民間保育協会

一般社団法人東京都民間保育協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京都民間保育協会という。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、東京都内における私立保育園共通の問題解決を図り、もって保育事業の刷新と振興を期することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係公共団体ならびに社会福祉関係諸団体との連絡交渉
- (2) 施設経営の整備拡充に必要な事業
- (3) 保育事業に関する調査・研究ならびに啓発・宣伝
- (4) 施設職員の研修ならびに福利厚生のための事業
- (5) 職業紹介事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会 員

(会員)

第5条 当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した東京都内の民間の保育園認可を有する施設を代表する経営者もしくは管理者又は園長（代行者含む）
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費等)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員が、前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議によって除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 私立保育園の事業を廃止したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入している会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費
- (2) 正会員の除名
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第13条 当法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、事業年度終了後3箇月以内に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を付して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の4分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の4分の1を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面に代えて、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会は、正会員の書面による議決権の行使を認めることができる。

2 前項の規定により、書面による議決権の行使を認めた場合には、書面により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、総会において選任された議事録署名人1人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(構成)

第22条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 10人以上25人以内

(2) 監 事 1人以上2人以内

2 理事のうち、会長、副会長、常務理事を置く。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 副会長及び常務理事をもって業務執行理事とする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の選任)

第23条 理事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 監事は、総会の決議によって選任する。

3 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 常務理事は、会長の命を受けて会務を掌理する。

5 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を選任することができる。補欠役員として選任された役員の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

(任期満了における前任者の職務)

第27条 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、辞任したとき又は任期が満了した後も、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 役員に対して、その職務の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の規則に従って算定した額を総会の決議を経て支給することができる。

2 役員に、旅費等の費用を弁償することができる。

(役員 の 解任)

第 29 条 役員は、総会の決議により解任することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事である会長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 32 条 理事会は以下のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面を持って会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき
- (4) 監事が理事会の開催を必要と認め、会長に招集の請求をしたとき
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その監事が招集したとき

(招集)

第 33 条 理事会は、前条第 3 号及び第 5 号に該当する場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時等の必要事項を記載した書面をもって、開催日の前日までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、その都度理事会において、出席理事の中から選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するのとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 当法人の最初の代表理事である会長は、初代会長進藤克より引き継いだ斉藤和巳とする。

【第三期役員 平成23年6月1日～平成25年5月31日】

- ・会長 斉藤 和巳(さつき保育園)
- ・副会長 川下 勝利(足立区立やよい保育園)
- ・副会長 菊地 政幸(船堀中央保育園)
- ・副会長 宮崎 豊彦(城山保育園)

- ・副会長 野村 哲(富士見保育園)
- ・事務局長 長田 朋久(墨田区横川さくら保育園)
- ・理事 池田 順道(舟渡保育園)
- ・理事 市村 征一(新町保育園)
- ・理事 薄井 賢志(町田ときわ保育園)
- ・理事 小原 章(ひいらぎ保育園)
- ・理事 佐田 義輝(まごころ会保育園)
- ・理事 高橋 正光(立川ひかり保育園)
- ・理事 橋本 富明(羽村まつの木保育園)
- ・理事 柊澤 章次(めじろ保育園)
- ・理事 平川 公三(ふじの実保育園)
- ・理事 福井 徹人(レンビニー保育園)
- ・理事 山口 千晴(葛飾学園)
- ・理事 山城 清邦(社会福祉法人 慈光会)
- ・理事 蓬生 君子(さくら上宮保育園)
- ・顧問 進藤 克(社会福祉法人 向陽会)
- ・顧問 高橋 紘(至誠第二保育園)
- ・顧問 野上 良仁(社会福祉法人 竜光会)
- ・顧問 濱田 幸房(社会福祉法人 千春会)
- ・相談役 川崎 洋(こじか保育園)
- ・相談役 長澤 正(社会福祉法人 信愛会)
- ・監事 馬場 幸男(島根保育園)
- ・監事 古川 裕久(小林会計事務所)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。